議案第６５号

朝霞市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市保育園設置及び管理条例（昭和３９年朝霞市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第７条を削る。

第８条第６項中「別表第３」を「別表第２」に改め、同条を第７条とする。

第９条を第８条とする。

別表第１朝霞市宮戸保育園の項及び朝霞市仲町保育園の項を削る。

別表第２を削る。

別表第３中「第８条」を「第７条」に改め、同表備考中「生活保護法」の次に「（昭和２５年法律第１４４号）」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「（平成６年法律第３０号）」を加え、同表を別表第２とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代